

葛飾区郷土と天文の博物館条例の一部を改正する条例

葛飾区郷土と天文の博物館条例(改正部分抜粋) 新旧対照表

現 行		改 正 案				
第1条から第9条まで (略) (使用料)		第1条から第9条まで (略) (使用料)				
第10条 第8条の規定により講堂等の使用の承認を受けたもの(以下「使用者」という。)は、別表第4に定める使用料及び1件1回につき2,000円を限度として委員会規則で定める備付器具の使用料を使用の承認の際に納付しなければならない。ただし、委員会は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。		第10条 第8条の規定により講堂等の使用の承認を受けたもの(以下「使用者」という。)は、別表第4に定める使用料及び1件1回につき2,000円を限度として委員会規則で定める備付器具の使用料を使用の承認の際に納付しなければならない。ただし、委員会は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。				
第11条から第20条まで (略)		第11条から第20条まで (略)				
別表第1から別表第3まで (略)		別表第1から別表第3まで (略)				
別表第4 (第10条関係)		別表第4 (第10条関係)				
種別	使用単位	午前	午後	夜間	全日	
	区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	
講堂使用料	第1条に定める目的で使用する場合	2,100円	2,900円	3,700円	7,000円	
	第1条に定める目的以外で使用する場合	6,300円	8,700円	11,100円	21,000円	
種別	使用単位	午前	午後	夜間	全日	
	区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	
講堂使用料	第1条に定める目的で使用する場合	1,700円	2,300円	3,100円	5,800円	
	第1条に定める目的以外で使用する場合	5,100円	6,900円	9,300円	17,400円	
備考 (略)		備考 (略)				
		付 則				
		(施行期日)				
		1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。				
		(経過措置)				
		2 改正後の別表第4の規定は、この条例の施行の日以後の使用について適用する。				

